

令和8年度国保診療報酬明細書点検委託業務仕様書

1. 仕様書番号 保委第1号
2. 委託業務名 令和8年度国保診療報酬明細書点検委託業務
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 履行場所 海津市海津町高須515 海津市役所庁舎内
5. 業務内容 国民健康保険の診療報酬明細書及び柔道整復施術療養費支給申請書の保険者点検並びに医療費等返納入力業務
 - ① 転記不備等
 - ・診療月分、傷病名(部位)、開始日、実日数等の転記不備
 - ・総合病院等における他科受診の算定誤り、重複請求
 - ② 初診料、再診料などに関する不備等
 - ・初診料、再診料、一部負担金との不一致及び検算
 - ・病名開始日からみた初診又は再診の不一致
 - ・外来管理加算に含まれる検査・処置の算定
 - ③ 指導料、往診料に関する不備等
 - ・指導料、往診料の不備、点数算出の不備及び検算
 - ・病名開始日から1ヶ月以内の指導料の算定
 - ・病名と指導料の点検
 - ・指導料の併給請求
 - ・指導料の重複請求
 - ④ 投薬料に関する不備等
 - ・投薬の薬品名、規格、単位、用量の記載もれ
 - ・投薬料の点数算出の不備及び検算
 - ・新薬の長期投与、病名もれ、薬剤の用量の点検
 - ・院外処方箋とレセプトとの突合点検
 - ⑤ 注射料に関する不備等
 - ・注射の薬品名、規格、単位、用量の記載もれ
 - ・注射料の点数算出の不備及び検算
 - ・抗生剤の14日投与、病名もれ、薬剤の用量の点検
 - ・手技料算定誤り
 - ・禁忌薬剤の点検
 - ⑥ 処置料、手術料、麻酔料に関する不備等
 - ・処置、手術、麻酔の内訳の記載もれ及び不備
 - ・処置料、手術料、麻酔料の点数算出の不備及び検算
 - ・手術の材料誤り、手術の併給請求、病名もれ
 - ・麻酔料の部位、時間加算、薬剤の突合算定誤り
 - ⑦ 検査料、レントゲン料に関する不備等
 - ・検査、レントゲンの内訳もれ及び不備
 - ・検査料、レントゲン料の点数算出の不備及び検算
 - ・一連の算定、3ヶ月での算定、X-P等の部位の病名もれ
 - ・検査の病名もれ、検査の回数点検、検査の併施請求

- ⑧ 医科にて算定済みの歯科の検査の判断料、調剤基本料に関する不備等
 - ・保険不可の矯正の部分
 - ・歯冠修復及び欠損補綴の算定誤り
 - ⑨ 入院料欄に関する不備等
 - ・入院料欄の不備、点数算出の不備及び検算
 - ・外泊時の点数算定、入院日数からみた注射・措置の回数
 - ・入院料の算定誤り
 - ・D P C の点検
 - ⑩ 上記内容に係る縦覧点検
 - ⑪ 外傷性疾患の確認
 - ⑫ 向精神薬・重複受診の確認
 - ⑬ 過誤返戻依頼処理及び書類整理等
 - ・国民健康保険被保険者（資格状況）の確認
 - ・医療機関への連絡、説明及び交渉（電話等）
 - ・国保連合会システムへの入力及び送信等
 - ・申出書の印刷、事務処理の結果記入
 - ⑭ 国保連合会から提供される各種レセプト点検支援情報(介護給付適正化システムの突合情報、点検結果一覧リスト等)をもとにした医療給付の点数算出の適否及び検算
 - ⑮ 柔整療養費の適正化に関する点検等
 - ・多部位負傷（3部位以上）施術の点検
 - ・長期継続（3ヶ月を超える期間）施術の点検
 - ・頻回傾向（1ヶ月当たり10～15回以上が継続する傾向がある場合）の点検
 - ・同月内に複数の施術機関での施術点検
 - ・その他施術内容の誤りや疑義の点検
 - ⑯ 上記内容の国保連合会への申出等
 - ⑰ 医療費等の返納に係る補助等
 - ・資料の作成、データ入力
- ※ 業務内容は、カルテ記載及び関係諸法規に基づく内容とする。

6. 処 理 条 件	単月点検・再審査申請入力	毎月(63時間/月)
	縦覧点検	毎月(14時間/月)
	過誤返戻依頼処理・書類整理	毎月
	柔整関係点検・書類等	毎月
	医療費等の返納に係る業務	毎月
	※ 医療・歯科・調剤・訪問看護予定件数：平均10,700件/月	
	柔整・あはき予定件数：平均260件/月	
	なお、実施件数が上記予定件数を超えても又は下回っても契約金額の変更は行わない。	

7. 業 務 期 間 毎月1日から末日までの開庁日とする。

8. 完了の確認 業務完了の都度、報告書を速やかに提出し確認を受けること。

9. 委 託 条 件 ① 請負者は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

- ② 業務の履行は庁舎内の指定した場所で行い、海津市庁舎管理規則を遵守すること。
- ③ 使用できる端末は、連合会システム端末2台と、医療費等の返納に係るデータ入力時のみ使用可能な端末1台とする。

10. 請求と支払 請求と支払については毎月とする。

11. そ の 他
- ① 請負者は、別紙「情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
 - ② 請負者は、関係法令等の変更があった場合でも、常に最新の状態で点検できるようにすること。
 - ③ 業務に必要な書籍、消耗品その他の費用は、受託者の負担とする。
 - ④ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合については、その都度、海津市と協議のうえ処理すること。